

## 意見書 (医師記入)

学校保健法で登園について医師の意見書が望ましいとされている感染症疾患についての表を参照していただき、受診されたお子様の健康回復状態が集団での園生活が可能であるということの「意見書への押印またはサイン」のご協力をお願い致します。尚、主治医様の記名押印につきましては、診断書ではないお取り扱いをいただきますようお願い申し上げます。

認定こども園 鬼高幼稚園 園長殿

下記の疾患で 令和 年 月 日 から療養中のところ、現在症状が軽快し他児への感染のおそれはないと判断したので、令和 年 月 日 より登園してよいことを証明します。

※保育園生活での注意事項

[ ]

証明日：令和 年 月 日 医療機関名

医師名

印

疾患に○	病名	登園のめやす
	麻疹（はしか）	解熱後3日経過するまで
	風しん	発疹が消失するまで
	水痘（水疱瘡）	すべての発疹が痂皮化するまで
	流行性耳下腺炎 （おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日を経過し かつ全身状態が良くなるまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	発熱、充血等の症状が消失し2日経過するまで
	結核	医師により感染の恐れがないと認めるまで
	流行性角結膜炎	結膜炎の症状が消失し医師より感染の恐れがないと
	百日咳	特有の咳が消失し5日間の適正な抗生物質治療が終了するまで
	腸管出血性大腸菌 （O157 など）	症状が治まりかつ抗菌薬による治療が終了し48時間を あけて連続2回の検便でいずれも陰性が確認されたもの
	急性出血性結膜炎	医師により感染の恐れがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	医師により感染の恐れがないと認めるまで

保育所等における感染性対策ガイドライン（2018年改訂版）